整骨院・接骨院 を正しく受診しましょう

整骨院・接骨院の施術を受ける際に、組合員証等が使用できるのは以下の場合に限られています。 施術を受ける前に正しいかかり方を確認し、適正な受診をお願いします。

組合員証等が使用できる場合

- ・外傷性の明らかな打撲 ・捻挫 ・肉離れ
- ・骨折 ・脱臼(骨折、脱臼については、応急処 置以外の場合、医師の同意が必要となります)

を骨院・接骨院にかかる際のポイント

- ・負傷した原因を正確に伝えましょう
- ・受け取った領収書は、大切に保管しましょう
- ・施術が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう
- ・「療養費支給申請書」は記載内容をよく確認してから署名しましょう

- ・このような場合は組合員証等を使用できませんのでご注意ください。
- このような場合は組合員証等を使用で・日常生活による疲労や肩こり・症状の改善の見られない長期の施術
 - ・病気(神経痛・リウマチ・五十肩など)からくる痛み、こり

医療費適正化対策として、当組合(委託先:オークス)から組合員証を使用して受けた施術内容や負傷原因について 文書などで照会を行う場合があります。該当となったときは、回答のご協力をお願いします。